

地方分権改革「提案募集方式」 に関する提案

平成26年7月

徳島県

地方分権改革「提案募集方式」の概要

趣旨

これまで、地方分権改革については、国の設置する「地方分権改革推進委員会」の「勧告」等に基づき、地方公共団体への事務・権限の移譲、地方に対する規制緩和に関して、4次にわたる一括法など「国主導」で進められてきた。

このたび、国では、今後、個性を活かし自立した地方をつくるため、社会経済情勢の変化に対応して、地方の声を踏まえつつ、更なる「地方分権改革」の推進の必要があるとの方針を示したところである。

このため、新たな局面を迎える「地方分権改革」において、「地方の発意」に根ざした取組を推進するため、従来の「委員会勧告」に替わる新たな手法として、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」が導入されることとなった。

提案の対象

- ①地方公共団体への事務・権限の移譲
- ②地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し）

募集期間

平成26年5月20日（火）～7月15日（火） ※今年度以降、毎年実施予定

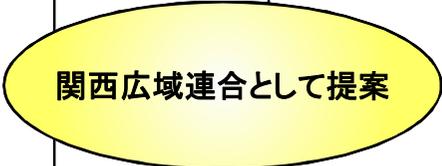
地方分権改革「提案募集方式」に関する提案(徳島県)①

No	部	提案事項	具体的内容	支障事項	関係法令等	提案先
1	危機管理部	指定検査機関(食鳥検査法の指定検査機関)の指定等	食鳥の指定検査機関の指定・監督の権限を地方に移譲する	食鳥検査は、都道府県知事もしくは厚生労働大臣が指定した指定検査機関が実施する。本県では、指定検査機関に検査を委託しており、監督上必要な命令は国が実施している。 本権限の移譲により、知事が指定検査機関への命令を実施することが出来、食鳥肉等に起因する衛生上の危害が発生した場合などに迅速な対応が可能となる。	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	厚生労働省
2	政策創造部	総合特区推進調整費の用途等に関する基準の要件緩和	総合特区推進調整費の用途について縛りを外し、地域の判断で自由に活用できるものとする。	当該基準として、調整については、各省の既存の予算制度を活用した上でなお不足する場合に補完するものとなっているため、 ・既存の予算制度に基づかない新規の取組に対応できない ・関係府省による予算措置の対応方針の検討を待つこととなり、迅速な事業執行ができない ・補助率等は既存の補助制度と同様となり、重点化を図るなど独自の財政支援ができない ・複数年の継続的な取組が必要な事業に対応できないなどの隘路が生じている。	・総合特別区域基本方針 ・総合特区推進調整費の用途等に関する基準について	内閣府
3	政策創造部	移動通信用鉄塔整備事業に係る財産処分の届出	移動通信用鉄塔施設・設備の財産処分の承認権限を都道府県に移譲する。 - 2 -	利便性向上のための機器更新に係る財産処分の届出がほとんどであるため、申請者側の手続きの簡素化、期間の短縮を図る必要がある。	情報通信格差是正事業補助金交付要綱	総務省

地方分権改革「提案募集方式」に関する提案(徳島県)②

No	部	提案事項	具体的内容	支障事項	関係法令等	提案先
4	県民環境部	狩猟免許の有効期間の設定	有害鳥獣、個体数調整捕獲等に従事する者が所有する狩猟免許の有効期間を地域の判断で設定できるものとする。	本県の狩猟者登録数は、昭和53年度から年々減少し、平成24年度ではピーク時の約1/3となっているところ、有害鳥獣対策としての狩猟者の確保は、喫緊の課題である。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	環境省
5	県民環境部	病児・病後児保育の補助要件の設定	現状、病児・病後児保育の補助要件について、地域の実情に応じて事業実施出来るよう、保育士の配置要件を緩和。	人口減少社会において、特に中山間地域など過疎地域における子育て環境の充実を図るため、保育士の配置が難しい地域には、「子育て支援員(仮称)」を、地域の判断で、保育士に代えて配置できることとすべきである。	保育対策等促進事業費補助金交付要綱	厚生労働省

地方分権改革「提案募集方式」に関する提案(徳島県)③

No	部	提案事項	具体的内容	支障事項	関係法令等	提案先
6	保健福祉部	保険医療機関の指定・指導権限	健康保険法及び国民健康保険法に基づく「保険医療機関の指定・指導権限」について、関西広域連合のような府県域を越える広域行政組織への移譲を求める。	「医療法人の認可・指導監督」、「病院の開設許可等の権限」を有する府県との緊密な連携が図れるとともに、事務執行体制の集約化により、高度で専門的な事務執行が可能となり、地方において効果的な「医療提供体制の確保」を目指す。 また、現状において、診療報酬に関する個別指導の実施率が十分ではないとの指摘があり、責任ある広域行政主体がガバナンスの効いた適正な個別指導をすることにより、医療費の適正化に向けた取組みが進む。	健康保険法 国民健康保険法 高齢者の医療の確保に関する法律 等	厚生労働省
						
7	保健福祉部	地方の医療費助成に対する国保ペナルティの廃止	地方が、子育て支援のため、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険国庫負担金の減額措置を廃止する。	少子化の改善に向けて、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、現物給付による医療費助成によって、窓口負担軽減を行った場合に課せられる国民健康保険国庫負担金の減額措置を廃止する。	国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令	厚生労働省
8	保健福祉部	費用算定要件における規制緩和	施設外における支援を行う場合の要件を、地域の実情に応じて、地方が独自に緩和できるようにする。	障がい者の自立支援を図りつつ、地域貢献活動として「高齢者等の見守り活動」を行うといった取組みは、人口減少社会を迎える現状において、非常に重要な取組であり、そのために、地方の裁量の範囲を拡大出来るような制度改革を行う必要がある。	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準	厚生労働省

地方分権改革「提案募集方式」に関する提案(徳島県)④

No	部	提案事項	具体的内容	支障事項	関係法令等	提案先
9	商工労働部	「中小企業地域資源活用促進法」に基づく計画認定事務の都道府県への権限移譲	現在、本事業計画は、事業者から、都道府県経由で、経済産業局に申請、経産局等設置の委員会の評価等を経て認定される。 この事業認定について、地域の実情及び地域産業資源を熟知している各都道府県に権限を移譲する。	地域産業資源を熟知し、地域の中小企業を間近で支援する各都道府県が認定業務を実施する方が、より適正・効果的に事業認定することが可能であり、中小企業者に対する細やかな支援と地域産業の活性化に資するものとする。	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律等	経済産業省
10	商工労働部	滞在施設の旅館業法の適用除外	外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約に基づき一定期間以上使用させ、外国人旅客の滞在に必要な役務を提供する事業は、旅館業法の適用除外とする。	2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京五輪オリンピック・パラリンピックに続き、2021年にはワールドマスターズゲームズ(国際生涯スポーツ大会)が関西一円で開催されることが決定しており、今後、増加が見込まれる外国人旅客への役務提供のためには、旅館業法の規制緩和が必要である。	旅館業法	厚生労働省

地方分権改革「提案募集方式」に関する提案(徳島県)⑤

No	部	提案事項	具体的内容	支障事項	関係法令等	提案先
11	農林水産部	六次産業化・地産地消費に基づく総合化事業計画の認定	現在、本計画の認定は各農政局で受け付けているが、この手続きを都道府県に移譲する。併せて認定要件を緩和する。	農業の成長産業化に向けて、本計画の認定手続きを、地域の実情に熟知した都道府県が実施することにより、認定件数の増加につなげ、地域農業の活性化につなげることが出来る。また、開発済商品の生産拡大等を対象とするなど認定要件を緩和する。	六次産業化・地産地消費	農林水産省
12	農林水産部	農地の転用に関する事務	農林水産大臣許可案件(4ha以上)の権限を地方に移譲する。また、協議案件(2ha以上)については、協議の義務づけを廃止する。	大臣転用・協議案件については、国との調整等に時間を要するため、権限を地方に移譲するなどして、申請者側の負担を軽減する。	農地法	農林水産省
13	農林水産部	農家レストランの農用区域内設置の容認	主として同一市町村内で生産される農畜産物又はそれを原材料として製造・加工したものの提供を行う農家レストランについては、農業用施設として、農業者がこれを農用区域内に設置することを可能とする。	農用区域内では、「農業用施設」に該当する場合を除き、農地は原則として転用することができない。農家レストランは、現在、農業用施設に該当しないため、転用出来ないが、農業の成長産業化に向けて、地産地消の推進、6次産業化推進のため、地元食材を利用する農家レストランについては規制緩和を実施する。	農業振興地域の整備に関する法律	農林水産省

地方分権改革「提案募集方式」に関する提案(徳島県)⑥

No	部	提案事項	具体的内容	支障事項	関係法令等	提案先
14	県土整備部	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「小規模な河川管理施設の機能向上」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する	当該「規制緩和」が行われることにより、都道府県が多く所管する小規模な河川管理施設への適用が可能となり、コストを平準化しつつ、地域住民への安全・安心を確保することができる。	社会資本整備総合交付金交付要綱	国土交通省
15	県土整備部	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「既存ダムの小規模な延命化工事」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する	当該「規制緩和」が行われることにより、都道府県が所管する既存ダムの小規模な延命化対策への適用が可能となり、コストを平準化しつつ、地域住民への安全・安心を確保することができる。	社会資本整備総合交付金交付要綱	国土交通省
16	県土整備部	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「土石流区間以外の砂防設備の老朽化対策」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する	土石流区間以外の地域における砂防設備についても、老朽化により安定性が確保されていない箇所があり、緊急改築の採択要件の緩和(土石流区間以外の地域も対象とすること)により、土石流区間以外の砂防設備の改修が可能となり、コストを平準化しつつ国土保全と民生の安定を図ることができる。	社会資本整備総合交付金交付要綱	国土交通省

地方分権改革「提案募集方式」に関する提案(徳島県)⑦

No	部	提案事項	具体的内容	支障事項	関係法令等	提案先
17	教育委員会	小中学校の給食センターから保育所への給食搬入に関する規制緩和	小学校、中学校の給食センターから、保育所に給食を搬入することができるよう、国の規制を緩和すること	<p>保育所においては、3歳未満児に対する給食の外部搬入は原則として認められていない。</p> <p>本県では、特に過疎地域において、保・小・中一貫教育に取り組んでおり、この取組みをさらに推進するに当たり、保育所の給食を小学校、中学校の給食センターから搬入できるよう、国の規制を緩和する。</p>	児童福祉施設最低基準	